

小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部 新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">小牧市公民館の設置及び管理に関する条例 昭和47年4月1日 条例第11号</p> <p>(公民館運営審議会) 第13条 法第29条第1項の規定に基づき、小牧市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の委員は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 審議会の委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">小牧市公民館の設置及び管理に関する条例 昭和47年4月1日 条例第11号</p> <p>(公民館運営審議会) 第13条 法第29条第1項の規定に基づき、小牧市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の委員(以下「委員」という。)の<u>定数は、12人以内とする。</u> <u>3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u> <u>(1)学校教育の関係者</u> <u>(2)社会教育の関係者</u> <u>(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4)学識経験を有する者</u> <u>(5)その他教育委員会が必要と認める者</u> <u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 委員は、再任されることができる。</u> <u>6 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成24年条例第5号)</u> <u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>